

書評03

堀越 芳昭 著 / JC 総研 編

『協同組合研究の成果と課題 1980-2012』

家の光協会 / 2014 年 5 月刊 / 376 ページ / 4,200 円 + 税
ISBN 978-4-259-52181-3

評者：二場 邦彦
立命館大学名誉教授



書名にあるように、本書は 1980 年から 2012 年の間のわが国での協同組合研究の成果を整理し、今後の研究課題を提起したものである。

序文に述べているように、1980～2012 年という期間は、国際協同組合の場では、1980 年のレイドロー報告と 1992 年のベーク報告などを経て 1995 年の「協同組合のアイデンティティに関する I C A 声明」に諸議論が結実し、さらには 2012 年の国連国際協同組合年につながっていく重要な 30 余年である。同時に、日本にとってはバブル経済からその破綻を経て「失われた 20 年」に至る社会・経済の構造変化の時期でもあった。こうした国内外の状況をわが国の協同組合陣営がどう受け止め、どう協同組合研究に反映させているかを確認することは、今後を考える上でも重要なことである。また、この作業は伊東勇夫による 1980 年代初頭までの研究史整理以降の空白を埋めるという意味も持っている。

研究史の整理は重要で欠かせないことだが、それは膨大な文献を読み評価し、今後の研究方向を導き出すという、時間のかかる地味で責任の重い仕事である。執筆に当たられた方々に感謝したい。

本書の構成と執筆者は次のとおりである。

序文 (堀越芳昭)

第 1 章 国際協同組合研究 (中川雄一郎)

第 2 章 協同組合の理論と歴史研究 (堀越芳昭)

第 3 章 協同組合法制研究 (松崎良)

第 4 章 農業協同組合研究 (石田正昭)

第 5 章 漁業協同組合研究 (濱田武士)

第 6 章 森林組合研究 (菊間満)

第 7 章 生活協同組合研究 (杉本貴志)

第 8 章 中小企業協同組合研究 (三浦一洋)

第 9 章 ワーカーズ協同組合研究 (岡安喜三郎)

第 10 章 協同組合金融研究 (長谷川勉)

第 11 章 共済理論研究 (石塚秀雄)

補章 社会的企業研究 (藤井敦史)

見られるように、第 1 章で I C A での国際的な議論の流れを大きくつかみ、以下それを基底に、第 2 章でわが国での研究を 8 つの領域に分けて研究テーマの流れを大観し、第 3 章は法学から見た協同組合法をめぐる研究史、第 4～11 章は表題に示された各分野の協同組合と事業の研究史、そして最後に近年注目され協同組合とも親和性の高い社会的位置にある社会的企業についての文献紹介という構成になっている。

なお、第 3 章以下の各章ではおおむね、最初に当該組合制度の特徴や 80 年までの研究成果を簡潔に述べ、次いで 80 年以降の協同組合をとりまく環境の変化や政策動向にふれた後、対象期間の研究動向を 10 年刻み或いはテーマ別に示し、章末に文献目録をつけるという形式をとっている。しかし、分野による研究蓄積の違いもあって、文献の範囲が研究誌論文にまで及んでいる章と単行本主体の章とがあり、また研究成果の検討でも研究テーマの推移を主体とする章と論点の所在にまで及んでいる章があるなどのバラツキが見られる。

さて、各章の内容を検討する紙幅がないので、読後感をいくつか述べたい。

第1に、研究の成果を評価するには判断の基準が必要である。しかし、それは単純ではなく、研究内容の論理整合性や実証性などの普遍性をもつ基準と時代状況の中で協同組合が直面する課題を打開する上でのミッションとの整合性や有効性・現実性などを総合したものになるであろう。特に、この30余年を考えると、直面する課題の打開という点でレイドロー報告からICA声明に至る国際的な論議が重視されるべきであろう。何故なら、これらの議論はボノー路線による西欧生協の危機からの再生につながり、かつ21世紀の協同組合の発展方向を示しているからである。国際協同組合研究が第1章におかれた意味はここにあり、中川論文はレイドロー報告以降の流れを丁寧にフォローするだけでなく、シチズンシップ、民主主義、コミュニティなどの視点から議論を深めており、第1章におかれた責を十二分に果たしている。

第2に、わが国の各協同組合分野での研究の流れを見ると、こうした国際的な議論の推移との対応が必ずしも明確でない。もちろん、国際的な議論の紹介は十分に行われ、それに沿った問題意識での議論は、例えば地域のくらしと結びついた多様な活動や事業の総合性の重視、組合員資格の検討と女性や若者の組合員化の強化、参加のあり方の検討などに見られるが、散在的で系統的な展開をしていない。研究のメインストリームはそこではなく、協同組合に影響を与える当該分野での政策変更に対する評価や対応方向の検討にあって、政策が変わる都度、その局面での議論が展開されている。

これは、わが国の協同組合が一定の政策判断のもとに制定される個別の協同組合法によって組合員資格、組織、事業などをそれぞれに規制され、組合によっては行政代行的な機能も付与されるなど、行政とのかかわり（飴と鞭）が深いことに由来している。本書の多くの章で、協

同組合の本来のあり方を深める本質論的な研究が少ないことを嘆き、ここに今後の研究課題があると指摘しているのは、こうした背景からである。

第3に、協同組合基本法（理念法）ではなく、協同組合の事業と組織を規定する法として統一協同組合法の制定を求める動きがある。上に見たような各分野の状況からして、協同組合の本質を明確にする意味で統一協同組合法の制定は重要だと思われる。しかし、各分野の研究状況からすると、各分野での本質論的な研究を深め、それを持ち寄って統一協同組合法の中身をつめるのではなく、むしろ、あるべき統一協同組合法の視点から逆照射することで、現行の組合制度のどこに問題があるかが鮮明になるように思う。そうした作業を期待したい。

第4に、経営実務に即したマネジメント研究が少ない。どんな組合モデルでも、経営としての成立が条件なので、協同組合の特性をふまえて経営としての水準を高める研究が必要である。

最後に、本書は読みやすい本ではなく、通読には相当の忍耐と時間が必要である。また、いくつかの章では、当該組合制度の特徴などについて若干の予備知識を付加しないと理解にとまどう所もある。しかし、自分が関わる協同組合という狭い窓からだけ見るのではなく、1つの社会的セクターを形成するはずの日本の協同組合という全体像を俯瞰し、その研究状況を理解するために、研究者の方にはぜひ通読していただきたいし、実務者や活動者の方には第1章とご自分の関係する協同組合の章を、そして理解の幅を広げる意味で第9章とどこかもう1つの協同組合の章を読んでいただけたらと思う。